

新冠町

新型インフルエンザ等対策 行動計画



平成27年4月

目 次

I. はじめに	1
II. 新型インフルエンザ等対策の基本方針	3
1. 新型インフルエンザ等の特徴	3
2. 対策の目的及び基本的な戦略	3
3. 対策の基本的考え方	4
4. 対策実施上の留意点	6
5. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	7
6. 対策推進のための役割分担	8
7. 町行動計画の主要6項目	11
8. 国及び地域における発生段階と緊急事態宣言	20
III. 各段階における対策	22
1. 未発生期	22
2. 海外発生期	26
3. 国内発生早期	28
4. 国内感染期	31
5. 小康期	35
付属資料	
資料 1 新冠町新型インフルエンザ等対策本部条例	36
資料 2 新冠町新型インフルエンザ等対策本部規程	37
資料 3 新冠町新型インフルエンザ等対策本部組織系統図	40
資料 4 関係用語の解説	41
資料 5 新冠町新型インフルエンザ等対策行動計画 に関する条項抜粋	45

I. はじめに

新型インフルエンザ等は、毎年流行を繰り返してきた季節性のインフルエンザウイルスとは大きく異なる新型ウイルスのことです。この新型ウイルスは、およそ10年から40年の周期で発生しており、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、ひとたび新型インフルエンザ等が発生すると世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

当然、パンデミック状況では、新冠町でも感染に伴う健康被害にとどまらず、社会的・経済的な混乱が生じることが危惧されます。

① 国・道における取組

国では、平成24年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定、同法第6条の規定により、政府が平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）並びに「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成し、北海道が平成25年10月に「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」¹（以下「道行動計画」という。）を作成しました。

② 新冠町行動計画の策定と位置付け

町では特措法以前より、国や北海道（以下「道」という。）の基準に基づき「新冠町新型インフルエンザ対策行動計画」を平成21年6月に策定していましたが、このたび特措法に基づいた行動計画を国と北海道が定めたことから、これに基づき、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめ、社会、経済を破綻に至ることなく、住民の健康と生活を守るために、本町の取るべき行動を明確化し、迅速な対応が図れるよう、「新冠町新型インフルエンザ等対策行動計画」²（以下「町行動計画」という。）を作成しました。

③ 新冠町行動計画の対象とする感染症

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。

- ・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

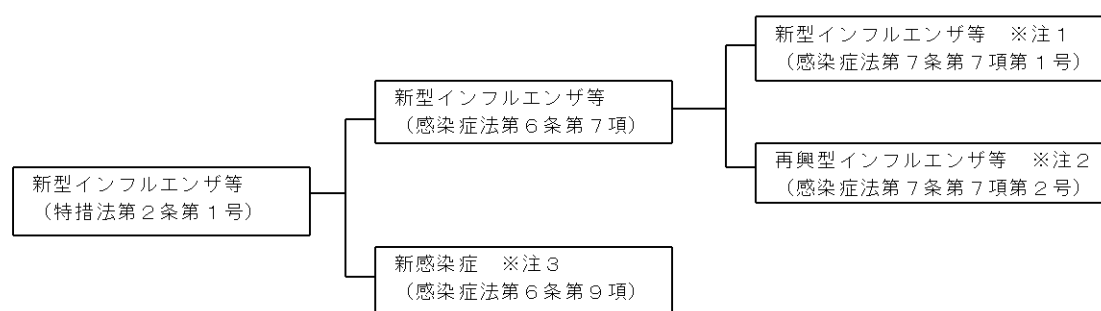
1 特措法第7条

2 特措法第8条

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は特措法の対象ではありませんが、政府行動計画において関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応について、参考として示していることから、町としても、町行動計画の関連事項として、政府行動計画及び道行動計画（以下「上位行動計画」という。）に準じ、対策の概要を示します。

また、町行動計画は、上位行動計画を基本とし、政府が新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて改訂する上位行動計画に対応して、必要な変更を行うこととします。

（参考）町行動計画の対象となる感染症



※注1 新型インフルエンザ（感染症法第7条第7項第1号）

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

※注2 再興型インフルエンザ（感染症法第7条第7項第2号）

かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

※注3 新感染症（感染症法第6条第9項）

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の基本方針

Ⅱ-1. 新型インフルエンザ等の特徴

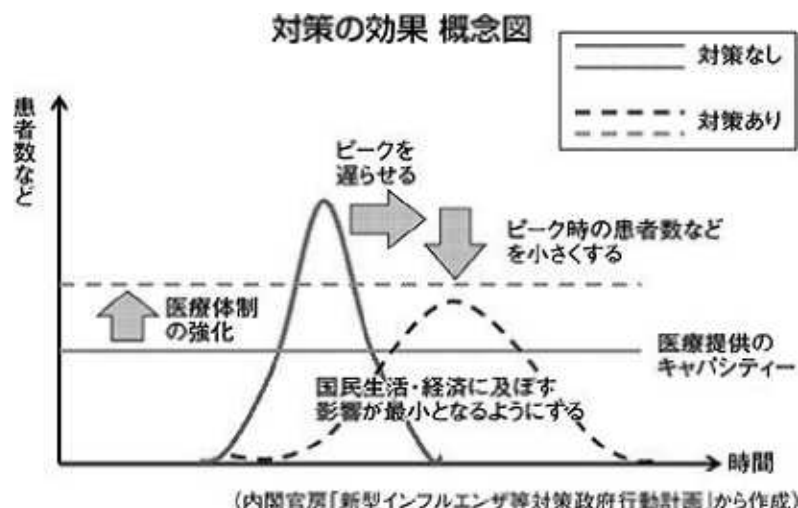
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生を阻止することは不可能である。
- ・ 世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。
- ・ 病原性が高く、感染拡大のおそれがある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体に大きな影響を与えかねないものである。

Ⅱ-2. 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の特徴から政府行動計画では、医療提供のキャパシティ（能力）を超えてしまうことを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、対策を講じていく必要があるとしており、町としても、道と緊密に連携し、国や道と同様に次の2点を主たる目的として対策を進めます。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護します。

- ・ 感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保します。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。



(2) 住民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小となるようにします。

- ・ 地域での感染拡大防止対策等により、欠勤者の数を減らします。
- ・ 事業継続計画の作成、実施等により、医療の提供又は住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

Ⅱ－３．対策の基本的考え方

- ・ 政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないとしています。
- ・ 政府行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしています。
- ・ 国としては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせるバランスのとれた戦略を目指すこととし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立するとしています。
- ・ 実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定することとしています。

町としても、こうした国の基本的考え方を踏まえながら、本町における新型インフルエンザ等対策に取り組むこととします。以下は上位行動計画に即した基本的考え方です。

(町の取組の考え方)

- 発生前の段階では、町行動計画の点検や見直しと計画に基づく訓練（図上を含む）を定期的の実施したり、住民からの相談体制整備、予防接種実施体制整備、事業継続計画の策定等を行い、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要です。
- 町内の発生当初の段階では、相談窓口等の設置、住民への発生状況や対策の情報提供、予防接種実施や要援護者対策を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。

○ 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施しますが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとします。

また、状況の進展に応じて、必要性が低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととします。

○ 町内で感染が拡大した段階では、国、道、市町村、事業者等と相互に連携して、医療の確保や住民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されます。従って、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられることから、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処することとします。

○ 事態によっては、地域の実情等に応じて、北海道新型インフルエンザ等対策本部³（以下「道対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行います。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、特措法に基づき、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを住民に呼びかけることも必要です。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、道、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や住民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS⁴のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要になります。

³ 特置法第22条

⁴ 平成15年4月3日、SARS（重症急性呼吸器症候群）は感染症法上の新感染症として位置づけられました。同年7月14日、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため、指定感染症として位置づけられ、同年10月10日、SARSの一連の状況を契機とした感染症対策の見直しに関する感染症法及び検疫法の一部を改正する法律案が成立し、同法において、感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高いなどの理由から、一類感染症として位置づけられました。なお、現在は二類感染症として位置づけられています。

Ⅱ－４．対策実施上の留意点

町又は関係機関は、新型インフルエンザ等の発生に備えるとともに、発生したときには、特措法その他の法令、行動計画又は業務計画に基づき、国、道及び指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととします。この場合において、次の点に留意します。

１．基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請^５、不要不急の外出の自粛要請、学校・興行場等の使用制限等の要請^６、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用^７、緊急物資の運送^８、特定物資の受渡し^９等の実施に当たって、住民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限¹⁰のものとし、

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、住民に十分説明し、理解を得ることを基本とします。

２．危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。

しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態¹¹の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する必要があります。

３．関係機関相互の連携協力の確保

新冠町新型インフルエンザ等対策本部¹²（以下「町対策本部」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部¹³（以下「政府対策本部」という。）、道対策本部と相互に密接な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

町対策本部長は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に当たり、特に必要があると認める場合には、道対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請します。

４．記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保管し、公表することとします。

５ 特措法第31条 6 特措法第45条 7 特措法第49条 8 特措法第54条 9 特措法第55条
10 特措法第5条 11 特措法第32条 12 特措法第34条 13 特措法第15条

Ⅱ－５．新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

１．新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

発生時の流行規模は、発生した病原性や感染力の強さなどに左右されるため、正確に予測することは不可能であります。現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に策定した上位行動計画の被害想定値を使用し、当町の人口（全道の0.13％）で算出すると、次のような被害が想定されます。

新型インフルエンザ等発生時の被害想定

（単位：人）

区 分	死亡者		入院患者				医療機関 受診患者数 （罹患者数）
	中等度	重 度	中等度		重 度		
			人数	：日当たり	人数	：日当たり	
国 (1億2千万)	17万	64万	53万	10.1万	200万	39.9万	1,300万～ 2,500万
北海道 (445万)	7,000	28,000	23,000	4,300	86,000	1.7万	55万～ 107万5千
新冠町 (5,788)	8	29	31	6	116	23	753～ 1,447
推計根拠	罹患者 ×0.53%	罹患者 ×2%	罹患者×国の入院割合・(中等度2.1% 重度8%) 中等度入院×19% (国割合)・重度 入院×19.88% (国割合)				人口×25%

※ 医療機関に受診する患者数：全人口の25％が新型インフルエンザ等に罹患したと想定のもと試算

※ 入院患者数：全人口の25％が罹患し、流行が各地域で約8週間続くと想定のもと試算

※ 中度：致死率0.53％（過去のアジアインフルエンザデータを参考）

※ 重度：致死率2.0％（過去のスペインインフルエンザデータを参考）

※ 上位行動計画では、推計に当たっては、ワクチンや抗ウイルス薬等による効果、我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要があるとされています。

※ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じ見直しを行うこととします。

※ 未知の感染症である新感染症は、被害想定することは困難であるが、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、特措法の対象としており、発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要があります。

2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

政府行動計画では、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定されているとされています。

- ・ 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患します。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。
- ・ ピーク時（約2週間¹⁵）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%¹⁶程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には、従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

Ⅱ－6. 対策推進のための役割分担

対策を推進するため、上位行動計画に基づき、各関係機関は、次の役割を担うこととします。

1. 国の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。
- ・ 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めるとしています。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進するとしています。

15 アメリカ・カナダの行動計画において、ピーク期間は約2週間と設定されています。

National Strategy for pandemic influenza (Homeland Security Council, May 2006)

The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (Public Health Agency of Canada, Dec 2006))

16 平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）のピーク時に罹患した者は国民の約1%（推定）

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進するとし、その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きながら、対策を進めるとしています。

2. 地方公共団体の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有しています。

【 道 】

- ・ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し的確な判断と対応に努めるとしています。

【 町 】

- ・ 住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、道や隣接の市町村と密接な連携を図ることとしています。

3. 医療機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診察するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められます。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定や地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。
- ・ 医療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めることとしています。

4. 指定（地方）公共機関の役割

- ・ 特措法第2条に規定する指定（地方）公共機関¹⁷は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき¹⁸、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有しています。

¹⁷ 指定公共機関（独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

¹⁸ 特措法第3条第5項

5. 登録事業者の役割

- ・ 特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者¹⁹については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染防止策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要です。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続²⁰するよう努めることとしています。

6. 一般事業者の役割

- ・ 事業者は、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められます。
- ・ 住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる²¹としています。

7. 住民の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用²²・咳エチケット・手洗い・うがい²³等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めることとしています。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努めることとしています。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めることとしています²⁴。

19 登録事業者 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所等の事業者で、厚生労働大臣の登録を受けているものをいう。

20 特措法第4条第3項

21 特措法第4条第1項及び第2項

22 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができます。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があつたとする報告もありますが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていません。

23 うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もありますが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていません。

24 特措法第4条第1項

Ⅱ－７．町行動計画の主要６項目

町行動計画では、上位行動計画に合わせ、各段階ごとに「（１）実施体制」、「（２）情報提供・共有」、「（３）まん延防止²⁵」、「（４）予防接種」、「（５）住民生活及び地域経済の安定」、「（６）医療」の６つの分野ごとに対策を進めます。各項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については以下のとおりです。

（１）実施体制

- ・ 新型インフルエンザ等の病原性が高く、感染力が強い場合、多数の住民の生命、健康に甚大な被害を及ぼすほか、全町的な社会・経済活動の縮小、停滞を招くおそれがあり、町の危機管理の問題として取り組む必要があるため、国、道、他の市町村等と相互に連携を図り、一体となった対策を推進します。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生する前においては、事前準備の進捗を確認し、関係課等の連携を確保しながら、庁内が一体となった取り組みを推進します。
- ・ 政府による新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発令²⁶されたときには、町長を本部長とする対策本部を設置し、庁内関係課、関係機関等が一体となった対策を推進します。その際には、特措法に基づき必要な措置を講ずることとします。
- ・ 新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取します。

（２）情報提供・共有

（ア）情報提供・共有の目的

- ・ 本町の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、道、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動を取るため、対策の全ての段階、分野において、国、道、町、医療機関、事業者、個人の間にコミュニケーションが必須です。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意します。

25 まん延防止とは、インフルエンザの場合、疾患の特性（不顕性感染の存在、感染力等）から感染の拡大を完全に防ぎ止めることは不可能であり、流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数を小さくすることです。

26 新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示することになる。なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態宣言の期間、区域を越えない範囲において別途、個別に決定されます。

(イ) 情報提供手段の確保

- ・ 情報を受け取る媒体や受け取り方が千差万別であることから、外国人や障がいのある方など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行います。

(ウ) 発生前における住民等への情報提供

- ・ 発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを住民のほか、医療機関、事業者等に情報提供を行います。
- ・ 適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関する周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に住民に正しく行動してもらう上で必要です。特に、児童生徒等に対しては、学校は集団感染が発生しやすいなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係課が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供を行います。

(エ) 発生時における住民等への情報提供及び共有

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、決定のプロセスや理由、実施主体を明確にし、患者等の人権にも配慮し迅速かつ分かりやすい情報提供及び住民からの相談受付等を行います。
- ・ 住民へ提供する内容は、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要であり、また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信します。
- ・ 誰もが感染する可能性があること（感染した患者やその関係者には責任はない。）個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要です。

(オ) 情報提供体制について

- ・ 情報提供に当たっては、情報を集約、内容を統一し、一元的に適時適切に発信する体制を構築します。
- ・ 国及び道の情報発信、提供に協力するとともに、住民に対し適切な情報提供を行います。
- ・ 必要に応じ、住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する受取手の反応等を分析し、次の情報提供に活かしていくこととします。

(3) まん延防止

(ア) まん延防止の目的

- ・ 新型インフルエンザ等の感染拡大防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制整備を図るための時間を確保することや流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながります。
- ・ 個人対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせますが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定及び対策の縮小・中止を行います。

(イ) 主なまん延防止対策

- ・ 個人における対策については、町内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な対策を実践するよう促します。
- ・ 地域及び職場対策については、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底など、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施します。
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において、道が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行った場合には、住民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図ります。また、施設の使用制限の要請等を行った場合には、その対策の実施に協力します。

(4) 予防接種

(ア) ワクチン

- ・ ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。
- ・ 新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類があります。なお、新感染症については、発生した感染症によっては、ワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限

って記載します。

(イ) 特定接種

① 特定接種

- ・ 特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

特定接種の対象となり得る者は、以下のとおりとなっています。

- i 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
 - ii 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
 - iii 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
- ・ 国では、特定接種は、基本的には住民接種よりも先に開始されるものである²⁷ことを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならぬとされており、そのうち国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定めるとしています。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当するとしています。
 - ・ この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しませんが、政府行動計画では、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者等が特定接種の対象となり得る登録事業者として追加されています。

²⁷ 特定接種が全て終わらなければ住民接種（特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第9条第3項に基づく新臨時接種をいう）が開始できないというものではありません。

- ・ 特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、以下の順とすることを基本としています。
 - i 医療関係者
 - ii 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
 - iii 指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
 - iv それ以外の事業者
- ・ 実際に新型インフルエンザ等が発生した場合の接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項については、国の基本的対処方針により決定されるとともに、接種すべきワクチンについても状況に応じて決定されることとなります。

② 特定接種の接種体制

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を行うこととしています。
本町職員等については、本町が実施主体となるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ります。

（ウ）住民接種

① 住民接種

- ・ 特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種が行われることとなります。
- ・ 緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなります。
- ・ 政府行動計画では、住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本としています。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定するとしています。
まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本としています。

分 類

i 医学的ハイリスク者	呼吸器疾患
	基礎疾患を有する者
	妊 婦
ii 小 児	1 歳～高校生相当
iii 成人・若年者	
iv 高 齢 者	6 5 歳以上の者

- ※ 呼吸器疾患 : 心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
- ※ 基礎疾患を有する者 : 基礎疾患により入院中又は通院中の者²⁸
- ※ 小 児 : 1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む
- ※ 高 齢 者 : ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（6 5 歳以上の者）

- ・ 接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられますが、緊急事態宣言がされている場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第 4 6 条第 2 項）と我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方やこれらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な考え方を踏まえ国が決定することとしています。

1) 重症化・死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定							
1 番	医学的ハイリスク者	2 番	成人・若年者	3 番	小 児	4 番	高 齢 者

高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定							
1 番	医学的ハイリスク者	2 番	高 齢 者	3 番	小 児	4 番	成人・若年者

²⁸ 平成 21 年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準 手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状等を踏まえ、発生時に基準が示されます。

小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定							
1 番	医学的ハイ リスク者	2 番	小 児	3 番	高 齢 者	4 番	成人・若年者

2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定							
1 番	小 児	2 番	医学的ハイ リスク者	3 番	成人・若年者	4 番	高 齢 者

高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定							
1 番	小 児	2 番	医学的ハイ リスク者	3 番	高 齢 者	4 番	成人・若年者

3) 重症化・死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて地域の将来を守ることに重点を置く考え方

成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定							
1 番	医学的ハイ リスク者	2 番	小 児	3 番	成人・若年者	4 番	高 齢 者

高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定							
1 番	医学的ハイ リスク者	2 番	小 児	3 番	高 齢 者	4 番	成人・若年者

② 住民に対する予防接種の接種体制

- ・ 住民接種については、本町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図ります。

③ 留意点

- ・ 危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接

種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部において、総合的に判断し、決定されることから、本町においても道と連携しながら、適切な接種体制の構築に努めます。

(5) 住民生活及び地域経済の安定

- ・ 新型インフルエンザ等は、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われていています。また、本人の罹患や家族の罹患等により、住民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、住民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、特措法に基づき事前に準備を行います。

(6) 医 療

(ア) 医療の目的

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合、全国かつ急速にまん延し、かつ住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素です。また、健康被害を最小限にとどめることは、町内の社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。
- ・ 新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されますが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画します。

(イ) 発生時における医療体制の維持・確保

- ・ 新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させることとなります。
- ・ 新型インフルエンザ等に感染している可能性が、より高い発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは、各地域に道が確保する新型インフルエンザ等の医療に特化した「帰国者・接触者外来」において診療を行います。新型インフルエンザ等の患者は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて、対応する必要があります。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療

機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内での感染防止に努めます。

- ・ 医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行います。
- ・ 医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、道との連携だけでなく、医師会等関係機関とのネットワークの活用を図ります。

Ⅱ－８．国及び地域における発生段階と緊急事態宣言

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた方針を定めておく必要があるため、上位行動計画では、5つの発生段階に分類しています。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定します。

1. 発生段階の設定

町行動計画は、上位行動計画との整合を図るため、次の5つの発生段階に設定しています。なお、WHOにおけるインフルエンザのパンデミックフェーズの対応表を（ ）に記しています。

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態 (WHOにおけるパンデミックフェーズ1, 2, 3)
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 (フェーズ4, 5, 6)
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ○ 地域未発生期（地域で患者が発生していない状態） ○ 地域発生早期（地域で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） (フェーズ4, 5, 6)
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ○ 地域未発生期（地域で患者が発生していない状態） ○ 地域発生早期（地域で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ○ 地域感染期（地域で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） (フェーズ4, 5, 6)
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態（ポストパンデミック期）

※ 町は、町行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施します。

※ 地域での発生状況は様々であり、柔軟に対応する必要があることから、必要に応じて国と協議の上で、道が判断します。

- ・ 町行動計画で定められた対策を上位行動計画等が定める発生段階に応じて実施します。
- ・ 段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合には、対策の内容も変化するということに留意します。

2. 新型インフルエンザ等緊急事態宣言（緊急事態宣言）

- ・ 政府対策本部は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的大規模かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法に基づき緊急事態宣言を行い、必要な対策を講ずることとしています。
- ・ 緊急事態宣言を行った場合には、特措法第34条に基づき、町長は直ちに「新冠町新型インフルエンザ等対策本部」を設置します。

※ 緊急事態宣言がされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能とされています。

（ア）構成

- ・ 本部長：町長
- ・ 副本部長：副町長
- ・ 構成員：部長、副本部長、部長及び部員

（イ）設置基準

- ・ 政府対策本部により「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が、出されたとき
- ・ その他、町長が認めたとき

Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要項目の個別の対策を記載します。新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは、必ずしも一致しないこと、また、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施します。

対策の実施方法等については、国が別に定めるガイドラインを参考にします。

1. 未発生期

◎新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ◎海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。	
目 的	1. 発生に備えて体制の整備を行います。 2. 発生の早期確認に努めます。
考え方	1. 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから平素から警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ国や道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練 ²⁹ の実施、人材の育成等、事前の準備を進めます。 2. 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。 ³⁰
町 の 対 応	
実施体制	◆特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画を策定し、必要に応じて見直します。 ◆国、道、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。
情報提供・共有	◆発生前から国及び道が発信する新型インフルエンザ等の情報を収集し、必要に応じて住民へ広報誌等で行動計画や予防的対策等の情報提供を図ります。 ◆新型インフルエンザ等発生時に住民からの相談に応じるため、相談窓口等の開設、周知等の準備を進めます。 ◆発生前から国、道、関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施します。

29 特置法第12条

30 特措法第13条

まん延防止	◆住民に対し、マスクの着用・手洗い・うがい・咳エチケット・人混みを避ける等の感染予防の知識を普及し、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。 ◆自らの感染が疑わしい場合は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」³⁾へ連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないよう不要な外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について、理解促進を図ります。 ◆発症が疑わしい職員、被雇用者について、出勤を控える対策を職場で推進することができるよう理解促進を図ります。 ◆町有施設の消毒液等の感染防護用品の備蓄を進め、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員等の感染防止のための個人防護具等の備蓄を進めます。
予防接種	【特定接種】 ◆特定接種は、特措法第28条に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用し実施します。 ◆国からの要請に基づき、登録事業者に対する登録作業に係る周知及び登録業務等に協力します。 ◆国からの要請に基づき、職員に対する特定接種の接種体制を構築します。 【住民接種】 ◆国及び道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。 ◆接種対象者は、町内居住者（在留外国人も含む）を原則とするが、国及び道の技術的な支援を受け、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、町外の市町村における接種を可能にするよう努めます。 ◆速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種場所、接種時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、準備を進めます。 ◆町が実施主体となり、原則として集団的接種により実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図ります。 ◆ワクチン需要量を算出しておくなど、住民接種のシミュレーションを行います。

3) 海外発生期から国内発生早期までの間に設置されます。

住民生活 及び地域経済 の安定	【要援護者への生活支援】 ◆国の要請に基づき、道と連携し、地域感染期における高齢者、障がい者等の要援護者³² への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともに、その具体的な手続きを決めておきます。 ◆新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業所者、障がい福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後、速やかに必要な支援が行える体制を構築します。 ◆住民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障がい者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進めます。 【火葬能力等の把握】 ◆火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うため、道が進める体制整備に、国と共に連携して取り組みます。 ◆「墓地、埋葬等に関する法律」（昭和23年法律第48号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから、火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講じます。 ◆火葬場における稼働可能な火葬炉数、平常時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、火葬能力、体育館及び保冷機能を有する施設といった一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨地遺体安置所」という。）数等について、道が調査する場合に協力します。 【物資及び資材の備蓄等³³】 ◆新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品、その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備の整備等を行います。 ◆新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、食料品及び生活必需品等の生産、物流に影響が出ることも予測されるため、個人・家庭における対策として、最低限（2週間程度）の食料品や生活必需品等を備蓄しておくことを周知します。
--------------------------------	---

32 要援護者については、政府有識者会議中間とりまとめ（平成25年2月7日）8. 6「社会的弱者への支援について」に、その対象者は、「家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助なしでは日常生活ができない独居高齢者や障害者が対象範囲となる。災害時要援護者の対象者を参考に範囲を定めることが考えられますが、災害時要援護者の対象者であっても、同居者がいたり、家族が近くにいる場合やあるいは独居高齢者であっても支障なく日常生活ができる者は対象外となる。」とされています。

33 特措法第10条

《新型インフルエンザ等対策に必要な資器材》

新型インフルエンザ等の流行の最初の波は6～8週間程度続くと想定されているため、2ヵ月分（約60日）の準備が望ましい。

感染予防対応備蓄品	用途・算出根拠	備蓄量	保管場所
N95 マスク	濃厚接触時（新型インフルエンザ等症状のある人と近距離での接触が予測される場合） 訪問担当職員数10人×3枚	30枚	保健 センター
サージカルマスク	窓口・訪問担当職員用 職員数×1日あたりの交換数（1枚）×60日	3,000枚	
消毒液（ポンプ式）	公共施設窓口用・各課に1～2本	30本	
消毒液（携帯用）	訪問担当職員用 10人×3mℓ×60日÷100mℓ	18本	
ゴム手袋	1箱100枚×2ヵ月分	12箱	
防護服セット	濃厚接触時（感染者に対応する職員）	10セット	
その他必要な資器材	石鹸、ゴミ箱、体温計等	適宜	

《個人での備蓄物品の例》

新型インフルエンザの流行の周期が約2ヵ月程度と考えられる。この間に食料品を購入する機会はあると考えられますが、感染拡大防止等の観点から不要不急の外出は控えることとされており、2週間分程度の備蓄が推奨されています。

I. 食料品（長期保存が可能なもの）の例

米、乾麺類・コーンフレーク、シリアル類、乾パン、切り餅、各種調味料、レトルトフリーズドライ食品、冷凍食品（家庭での保存温度、停電に注意）、缶詰、菓子類
インスタントラーメン、ミネラルウォーター、ペットボトルや缶入りの飲料
育児用粉ミルク・離乳食（乳幼児がいる場合）

II. 日用品・医療品の例

マスク（不織布製）、体温計、水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用）、ゴム手袋（破れにくいもの）、絆創膏・ガーゼ、コットン、漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある）
消毒用アルコール（アルコールが60～80%程度含まれているもの）
常備薬（胃腸薬・痛み止め・その他持病の処方薬）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、保湿ティッシュ、洗剤（衣類・食器用）石鹸・シャンプー、リンス
紙おむつ、おしり拭き（乳幼児、高齢者がいる場合）、生理用品（女性用）
ゴミ袋、ビニール袋（汚染されたごみの密封等に利用）
カセットコンロ、ボンベ、懐中電灯、乾電池

2. 海外発生期

◎海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ◎国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ◎海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。	
目 的	1. 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努めます。 2. 国内発生に備えて情報収集や体制の整備を行います。
考え方	1. 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について、十分な情報がない可能性が高いですが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、国及び道と連携しながら強力な措置を取ります。 2. 対策の判断に役立てるため、国及び道との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。 3. 国内発生した場合には、早期に発見できるよう国が実施する国内のサーベイランス・情報収集体制の強化に協力します。 4. 海外での発生状況について、注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策について、的確な情報提供を行い、住民に準備を促します。 5. 国内発生をできるだけ遅らせるために国及び道が実施する検疫等に協力するとともに、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、住民生活及び地域経済の安定のための準備を進め、町内発生に備えた体制整備に努めます。
町 の 対 応	
実施体制	◆国及び道からの情報提供を基に、基本的対処方針及び道の対策に基づき、町内発生に備え新型インフルエンザ等対策の準備を進めます。
情報提供・共有	◆国及び道が発信している海外での発生状況、現在の対策、国内で発生した場合に必要な対策等を入手し、住民への情報提供に努めます。 ◆情報入手が困難な外国人や視覚・聴覚障がい者等の情報弱者に対しても受取手に応じた情報提供手段を講じます。 ◆国からの要請に基づき、住民からの一般的な問い合わせ、疾患に関する相談や生活相談等に対応できる相談窓口を設け、体制を整備するとともに、適切な情報提供を行います。 ◆ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、帰国者・接触者相談センター、それに関わる情報を提供します。 ◆国や道・関係機関等とインターネットなどを活用し、対策の理由、プロセス等の情報を共有します。

まん延防止	◆マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等基本的な感染予防対策を実施するよう促します。
予防接種	【特定接種】 ◆国が実施する特定接種に協力するとともに、国及び道と連携し、職員の対象者に対して、本人の同意を得て、集団的な接種を行うことを基本に特定接種を行います。 【住民接種】 ◆国からの要請により、全住民が速やかに接種できるよう、国及び道と連携し、事前に町行動計画で定めた接種体制に基づき、接種体制の構築の準備を行います。
住民生活 及び地域経済 の安定	【要援護者対策】 ◆新型インフルエンザ等の発生が、確認されたことを要援護者や協力者へ周知します。 【遺体の火葬・安置】 ◆国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行います。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進めます。

3. 国内発生早期

◎国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ◎国内でも、都道府県によって状況が異なる場合があります。（以下の分類）	
【地域未発生期】 ○道内で新型インフルエンザ等が発生していない状態。	
【地域発生早期】 ○道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が疫学調査で追うことができる状態。	
目 的	1. 感染拡大をできる限り抑えます。 2. 患者に適切な医療を提供します。 3. 感染拡大に備えた体制の整備を行います。
考え方	1. 感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行います。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、国及び道と連携しながら、積極的な感染拡大防止策等を講じます。 2. 医療体制や感染拡大防止策について、周知し、個人一人一人が取るべき行動について十分な理解を得るため、住民への積極的な情報提供を行います。 3. 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状を有する多数の者が、医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施します。 4. 国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、住民生活及び地域経済の安定の確保のための準備など、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。 5. 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。
町 の 対 応	
実施体制	◆基本的対処方針及び道の対策に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施します。 【緊急事態宣言がなされた場合】 ◆特措法第34条の規定並びに新冠町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、直ちに「新冠町新型インフルエンザ等対策本部」を設置します。

情報提供 ・共有	◆住民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、道内外の発生状況や具体的な対策等について、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報を提供します。 ◆特に、住民一人一人が取るべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われ、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知します。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供します。 ◆住民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、住民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映します。 ◆国、道、関係機関等と対策の方針などをインターネット等により共有します。 ◆国が作成した、状況の変化に応じたQ & Aの改訂版を活用し、相談窓口等の体制を充実・強化するとともに、道が設置するコールセンターの紹介を行います。
まん延防止	◆引き続き、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染予防対策を実践するよう促します。 ◆学校及び介護・福祉施設等においては、感染予防対策を徹底するとともに、通常の段階から、児童生徒、通所者、職員の健康状態の把握に努め、発熱や咳等の症状の早期発見に努めます。
予防接種	【特定接種】 ◆引き続き、国が実施する特定接種に協力するとともに、国及び道と連携し、職員の対象者に対して、本人の同意を得て、集団的な接種を行うことを基本に特定接種を行います。 【住民接種】 ◆パンデミックワクチンが、全国民分製造されるまで一定の期間を要しますが、町は、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種（新臨時接種）を開始するとともに、新臨時接種に関する情報提供を開始します。 ◆接種の実施に当たり、国及び道と連携し、保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託することなどにより接種会場を確保し、原則として、町に居住するものを対象に集団的接種を行います。 ◆医療機関に入院中の患者や在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行います。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合は、訪問による接種も考慮します。

予防接種	◆社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行います。 ◆具体的な接種スケジュールや摂取の実施場所、方法、相談窓口の連絡先等の周知を行います。 【緊急事態宣言がなされている場合】 ◆基本的対処方法の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条1項に規定する臨時の予防接種を住民に対し実施します。
住民生活及び地域経済の安定	【要援護者対策】 ◆新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者については、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び道と連携し、必要な支援（見回り・食事の提供・医療機関への移送等）を行います。 【遺体の火葬・安置³⁴】 ◆道と連携し、確保した手袋、不織布性マスク、非透過性納体袋等を町内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整します。 ◆遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。 ◆国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。 【緊急事態宣言がなされている場合】 ◆消毒、その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給³⁵するために必要な措置を講じます。 ◆住民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び道と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請³⁶を行います。 ◆必要に応じて住民からの相談窓口等の充実を図ります。

34 特措法第50条

35 特措法第52条

36 特措法第59条

4. 国内感染期

◎国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が、疫学調査で追えなくなった状態。 ◎感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ◎国内でも、都道府県によって状況が異なる場合があるため、以下の3つの発生段階に設定。	
【地域未発生期】 ○町内で新型インフルエンザ等が、発生していない状態。	
【地域発生早期】 ○町内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴が疫学調査で追うことができる状態。	
【地域感染期】 ○町内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。	
目 的	1. 医療体制を維持します。 2. 健康被害を最小限に抑えます。 3. 住民生活及び地域経済への影響を最小限に抑えます。
考え方	1. 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。 2. 地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、国及び道と連携しながら、実施すべき対策の判断を行います。 3. 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人が取るべき行動について、分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。 4. 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減します。 5. 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめます。 6. 住民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続します。また、その他の社会活動をできる限り継続します。 7. 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負担を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。 8. 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

町 の 対 応	
実施体制	◆基本的対処方針及び道の対策に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施します。 【緊急事態宣言がなされた場合】 ◆特措法第34条の規定並びに、新冠町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、直ちに「新冠町新型インフルエンザ等対策本部」を設置します。
情報提供 ・共有	◆引き続き、住民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、道内外の発生状況や具体的な対策等について詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報を提供します。 ◆引き続き、町民一人一人が取るべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供します。また、社会活動の状況についても、情報提供します。 ◆引き続き、相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報を踏まえて、必要な情報を提供します。 ◆引き続き、国、道、関係機関等と対策の方針などをインターネット等により共有します。 ◆国の要請に基づき、相談窓口を継続します。
まん延防止	◆住民や事業所、福祉施設等に対し、国内発生早期に引き続きマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けるなど基本的な感染予防対策を実践するよう促します。
予防接種	【住民接種】 ◆国及び道と連携して、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を引き続き行います。 ◆接種の実施場所、接種方法、住民への周知等についても、引き続き行います。 【緊急事態宣言がなされている場合】 ◆基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。
住民生活 及び地域経済 の安定	【要援護者対策】 ◆新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者については、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き、国及び道と連携し、必要な支援（見回り・食事の提供・医療機関への移送）を行います。

住民生活 及び地域経済 の安定	【遺体の火葬・安置】 ◆引き続き、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。 ◆道と連携し、遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行います。 ◆道と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、町の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び道に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施します。 ◆死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、道の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するとともに、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。 ◆万が一、臨時遺体安置所において、収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講じます。 【緊急事態宣言がなされている場合】 ◆引き続き、消毒、その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。 ◆引き続き、住民生活及び地域経済のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び道と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。 ◆生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口等の充実を図ります。 ◆国の要請に基づき、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。 ◆国の要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働させることとします。 ◆死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、緊急の必要があると認められるときは、遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に一時的に埋葬することを考慮します。また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地などを臨時の公営墓地とした措置について、状況に応じて検討します。
--------------------------------	---

医 療	◆新型インフルエンザ等患者の診療体制を、地域医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして住民への周知を図ります。 ◆国及び道と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。 【緊急事態宣言がなされている場合】 ◆町内の医療機関が不足（患者治療のための医療機関における定員超過入院³⁷等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮）した場合、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や病状は比較的軽度であるが、在宅療養を行うことが困難な入院診療が必要な患者等に対する医療の提供を行うため、国と連携し、道が行う臨時の医療施設の設置³⁸に協力し、医療を提供します。
------------	--

37 医療法施行規則第10条

38 特措法第48条第1項及び第2項

5. 小康期

◎新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ◎大流行はいったん終息している状況。	
目 的	1. 住民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
考え方	1. 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。 2. 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について、住民に情報提供します。 3. 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。 4. 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。
町 の 対 応	
実施体制	◆小康期に入り、国が基本的対処方針を変更した場合は、速やかに国の方針に沿った対応を実施する。 【緊急事態解除宣言がなされた場合】 ◆町対策本部を速やかに廃止 ²⁹ します。
情報提供・共有	◆道から提供された第1派の終息と第2派発生の可能性やそれに備える必要性を住民へ知らせます。 ◆国、道、関係機関から提供された情報をインターネット等を活用し、リアルタイムに情報の共有を図ります。 ◆状況を確認しながら、相談窓口等の体制を縮小します。
まん延防止	◆引き続き、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等基本的な感染予防対策を実施するよう促します。
予防接種	【住民接種】 ◆流行の第二波に備え、予防接種法第6条3項に基づく新臨時接種を進めます。 【緊急事態宣言がなされている場合】 ◆国及び道と連携し、必要に応じ、第二波に備え、特措法第46条の規定に基づく住民接種を進めます。
住民生活及び地域経済の安定	【要援護者対策】 ◆新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き、国及び道と連携し、必要な支援（見回り・食事の提供・医療機関への移送）を行います。 【緊急事態宣言がなされている場合】 ◆国、道、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小・中止します。

資料 1 ○新冠町新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月12日

条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、新冠町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新冠町新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 新冠町新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 新冠町新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、新冠町の職員のうちから、新冠町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他新冠町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月13日から施行する。

資料 2

○新冠町新型インフルエンザ等対策本部規程

平成25年3月29日訓令第3号
改正 平成26年3月31日訓令第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、新冠町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第4号）の規定に基づき、新冠町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第34条及び町長が別に定める行動計画に基づき設置するものとする。

(組織)

第3条 対策本部の本部長は町長、副本部長は副町長をもって充てる。

2 本部員は、教育長、日高中部消防組合消防署新冠支署長、新冠町国民健康保険診療所長、総務課長、保健福祉課長のほか、事例や状況に応じて新冠町職員から本部長が任命する。

3 対策本部の事務局は、保健福祉課とする。

(部)

第4条 条例第4条に規定する部及びその部長並びに業務内容については、別紙1のとおりとする。

2 本部長は、部の業務内容について特に必要と認めた場合には、前項の規定に関わらず見直しすることができる。

(廃止)

第5条 対策本部は、法第37条において準用する法第25条の規定に基づき、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく廃止するものとする。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この規程は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、新冠町感染症危機管理対策本部設置要綱は廃止する。

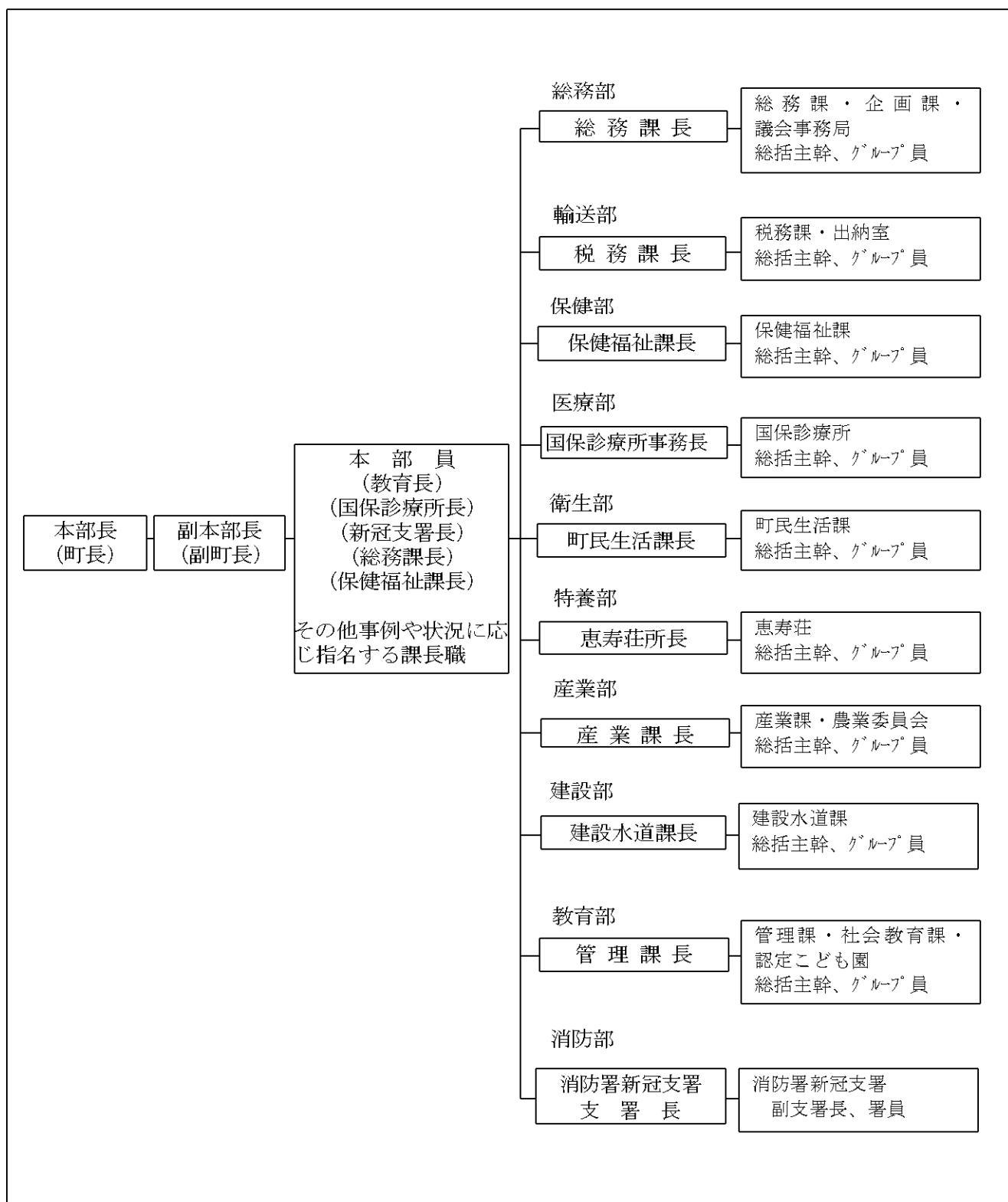
附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

部	部 長	主 な 業 務 内 容
	部 員	
総務部	総務課長	1 各部の連絡調整に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。 3 情報収集に関する事。 4 情報等の伝達に関する事。 5 報道機関との連絡調整に関する事。 6 広報に関する事。 7 社会機能維持要請に関する事。 8 対策本部の設置運営に関する事。(保健部と合同) 9 本対策における予算措置に関する事。 10 本対策における支払資金の調達に関する事。 11 町有車両の管理運行に関する事。
	総務課 企画課 議会事務局	
輸送部	税務課長	1 人員物資の輸送に関する事。 2 緊急時における被服、寝具、その他生活必需品に関する事。
	税務課 出納室	
保健部	保健福祉課長	1 対策本部の設置運営に関する事。(総務部と合同) 2 相談所の設置及び対策に関する事。 3 物資の受入・配分に関する事。 4 緊急時における食品の給与に関する事。 5 保健衛生に関する事。 6 防疫及び清掃に関する事。 7 団体、企業、職場毎への啓蒙活動に関する事。 8 保健所及び医療機関との連絡調整に関する事。 9 その他各部に属していない業務に関する事。
	保健福祉課	
医療部	国民健康保険 診療所事務長	1 発熱窓口の設置に関する事。 2 患者受入に関する事。 3 管理施設内の対策及び感染予防に関する事。 4 医療品に関する事。
	国保診療所	
衛生部	町民生活課長	1 管理施設内の対策及び感染予防に関する事。 2 各関連施設への連絡調整に関する事。 3 緊急時における応急的施設に関する事。 4 公衆衛生に関する事。 5 その他社会福祉施設に関する事。
	町民生活課	
特養部	恵寿荘所長	1 管理施設内の対策及び感染予防に関する事。 2 入居者及びその家族との連絡調整に関する事。
	恵寿荘	

産業部	産業課長	1 家畜における感染への対策、予防に関する事。 2 観光、公園施設での対策、予防に関する事。 3 緊急時の食料の確保に関する事。 4 観光客の安全対策に関する事。
	産業課 農業委員会	
建設部	建設水道課長	1 緊急時における飲料水の供給に関する事。
	建設水道課	
教育部	管理課長	1 各小中学校との連絡調整に関する事。 2 児童生徒の応急教育に関する事。 3 児童及び生徒に対する防疫、給食に関する事。 4 教育施設での対策及び感染予防に関する事。 5 その他教育施設に関する事。
	管理課 社会教育課	
消防部	日高中部消防 組合消防署 新冠支署長	1 重篤者の医療機関への転搬送に関する事。

新冠町新型インフルエンザ等対策本部組織系統図



資料 4 【関係用語の解説】政府行動計画より（アイウエオ順）

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのは、A型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A／H1N1、A／H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

※特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

※第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、

一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○个人防护具（Personal Protective Equipment:PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。
疾患に対して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当

該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○致死率（致命率 Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当）。発生した新型インフルエンザ等の特性に応

じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫をもっていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザを用いて製造）。

○PCR (Polymerase Chain Reaction:ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

資料 5

新冠町新型インフルエンザ等行動計画
に関する条項抜粋

新型インフルエンザ等対策特別措置法

条 項	見 出 し	規 定 内 容
第3条	国、地方公共団体等の責務	第5項 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
第4条	事業者及び国民の責務	第1項 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。 第2項 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。 第3項 第28条第1項第1号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。
第5条	都基本的人権の尊重	国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。
第7条	都道府県行動計画	都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。
第8条	市町村行動計画	市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。
第10条	物資及び資材の備蓄等	指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（第12条及び第51条において「指定行政機関の長等」という。）は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

第 1 2 条	訓 練	指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第 4 8 条第 1 項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。
第 1 3 条	知識の普及等	国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。
第 1 5 条	政府対策本部の設置	内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号 に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法 （昭和二十二年法律第五号）第十二条第四項 の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置するものとする。
第 2 2 条	都道府県対策本部の設置及び所掌事務	第 1 5 条第 1 項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。
第 2 5 条	都道府県対策本部の廃止	第 2 1 条第 1 項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。
第 2 6 条	条例への委任	第 2 2 条から前条まで及び第 3 3 条第 2 項に規定するもののほか都道府県対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。
第 3 1 条	医療等の実施の要請等	第 3 1 条第 5 項の規定により市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二項又は第三項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

第 3 2 条	新型インフルエンザ等緊急事態宣言等	政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。
第 3 4 条	市町村対策本部の設置及び所掌事務	新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。
第 3 5 条	市町村対策本部の組織	市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。 ①市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる ②副市町村長 ③市町村教育委員会の教育長 ③当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する吏員
第 3 7 条	準 用（市町村対策本部の廃止）	第 2 5 条及び第 2 6 条の規定は、市町村対策本部について準用する。
第 4 5 条	感染を防止するための協力要請等	特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

第46条	住民に対する予防接種	第3項 第1項の規定により基本的対処方針において予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第2項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第25条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。 第5項 市町村長は、第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
第48条	臨時の医療施設等	第1項 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認めるときは、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設（第4項において「医療施設」という。）であって特定都道府県知事が臨時に開設するもの（以下この条及び次条において「臨時の医療施設」という。）において医療を提供しなければならない。 第2項 特定都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。
第49条	土地等の使用	特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たり、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下この条及び第72条第1項において「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。
第52条	電気及びガス並びに水の安定的な供給	第2項 水道事業者（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5項に規定する水道事業者をいう。）、水道用水供給事業者（同項に規定する水道用水供給事業者をいう。）及び工業用水道事業者（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第5項に規定する工業用水道事業者をいう。）である地方公共団体及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

第54条	緊急物資の運送等	指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材（第三項において「緊急物資」という。）の運送を要請することができる。
第55条	物資の売渡しの要請等	特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。
第56条	埋葬及び火葬の特例等	第3項 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。
第59条	生活関連物資等の価格の安定等	指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画、都道府県行動計画又は市町村行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

予 防 接 種 法

条 項	見 出 し	規 定 内 容
第 6 条	臨時に行う予防接種	第1項 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。 第3項 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

医 療 法 施 行 規 則

条 項	見 出 し	規 定 内 容
第 1 0 条	病院、診療所及び助産所の管理	病院、診療所又は助産所の管理者は、患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 第4号 同室に入院させることによりウイルス感染の危険のある患者を他の種の患者と同室に入院させないこと。 第5号 ウイルス感染の危険のある患者を入院させた室は、消毒した後でなければこれに他の患者を入院させないこと。 第6号 ウイルス感染の危険のある患者の用に供した被服、寝具、食器等でウイルスに汚染し又は汚染の疑あるものは、消毒した後でなければこれを他の患者の用に供しないこと。

新冠町 新型インフルエンザ等対策行動計画

編 集：新冠町保健福祉課保健福祉グループ

〒059-2403 新冠町字北星町3番地の2

TEL 0146-47-2113

FAX 0146-47-2496

発行年月日：平成27年4月1日